

経済的自由——職業選択の自由・財産権の規制と審査基準——  
薬事法事件の再考察

吉 本 多栄子

## Summary

Economic Freedom (the Right to Choose One's Own Occupation and the Right to Own Property) ——  
How Government Regulates Them and What Standards are Applied—Review of the Pharmaceutical Af-  
fairs Law.

YOSHIMOTO Taeko

This paper examines the Japanese Supreme Court decision: Kadokichi Co., v. Hiroshima, 29—4 MINSHU 572, (Sup. Ct., April 30, 1975) regarding restricting locations of pharmacies. The case the court decision was made based on the dichotomy of positive purpose and passive purpose theories. This paper discussed about the government regulations on the right to choose one's own occupation and the right to own property. These are two of the most fundamental human rights. The logics and reasoning of restrictions on economic freedom is also reviewed in this paper.

積極的目的・消極的目的二分論に基づく違憲判決が出された最高裁判決（昭和50年4月30日判決）の薬局距離制限事件をこの論文ではとりあげ、基本的人権である職業の自由や財産権への政府の規制とその審査基準そしてその推移を特に経済的自由の側面に焦点をあてて、第一審・第二審を含め、判旨、争点整理、並びに評釈を試みたく思います。

#### 第一審（広島地裁判決昭和42年4月17日 行裁例集18巻4号501頁）

主文：被告が、原告の医薬品一般販売業許可申請につき、昭和39年1月27日付でした不許可処分を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。

判旨：行政処分は申請時（改正前）の基準によるのが相当として不許可処分を取り消した。（原告：株角吉 勝利）

事実：原告は株式会社角吉、福島市に本店を置く医薬品の販売業などを営業目的とする株式会社である。原告は、昭和38年6月25日付けの書面をもって、福島保健所を経由して、被告（広島県知事）に対し、医薬品の一般販売業の許可を申請し同年7月11日右保険所で受理された。昭和38年法律第135号によって薬事法の一部が改正され、薬局等の開設は、改正後には当時の薬事法第6条に定める事由に該当することになり、その適正配置の基準は各都道府県条例で定めることになった。改正薬事法は昭和38年7月12日交付し、即日施行となった。原告はその施行前の6月25日付の書面で許可を申請して同年7月11日にその申請を受理された。被告は、原告の当該許可申請につき、昭和39年1月27日付で、「薬事法第26条において準用する同法第6条第2項及び薬局等の配置の基準を定める条例第3条の薬局等の配置の基準に適合しない。」との理由で、不許可の処分をした。処分の通知は同年2月1日ごろ原告に到着した。

#### 第2審判決（広島高裁判決昭和43年7月20日 行裁例集19巻7号1346頁）

主文：原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は一審、二審とも被控訴人の負担とする。

判旨：原判決を取り消す。処分時の法律に準拠して行われるべきである。薬局が偏在、濫立すると、過当競争—経営不安定—品質低下となり、国民の健康衛生に好ましからざる影響をきたす虞れがあるとして改正薬事法及びこれに基づく県条例は憲法22条に違反しないとした。（控訴人：広島県知事 勝利）

争点：1. 被控訴人（株式会社角吉）の「控訴人（広島県知事）は、本件申請に対し、受理当時施行せられていた薬事法を適用して処理すべきであったとする。」と主張する点に関して、広島高裁は以下のように判示した。

行政処分は処分時の法律に準拠して行われるのが原則である。警察許可の申請受理処分時までに、許可の基準を定める法規がより厳格に改正された場合であっても、この原則に変わりはない。受理という行政行為によって、当然に受理当時の法律に準拠して処理される法的地位が

生じるものではなく、法律不適切の原則とは、過去に完結した事実に新法を適用しないとすることである。すなわち当該行政処分そのものは現在の事実であるから、新法に準拠すべきである。(旧法によって受理された受理の効力が、法改正により奪われる時は法律不適切の原則に反する。) また、厚生事務次官は各都道府県知事に対し、昭和38年7月12日付け厚生省発第92号「薬事法の一部を改正する法律の施行について」と称する通達において、「都道府県の条例が施行されるまでの間は、薬局等の適正配置に関する法の規定は適用されることがないものである。」としているが、これは、厚生事務次官の意見に過ぎないので、前記の見解を否定するに足りるものではない。又、当該申請は昭和38年7月11日に受理、翌12日に改正法が施行されているから、速やかに申請を処理しても、改正前の法律に準拠し得ない実情にあり、不許可処分を違法とする特別の場合ではない、と示した。

2. 被控訴人の、「右広島県条例第3条は改正薬事法第6条の趣旨とするところに違反して無効であり、又、これらの法令は憲法第22条に違反して無効である。」と主張する点に関して、高裁の判断は以下のように要約される。

医薬品は国民の保健衛生にきわめて重要な影響を与えるものであるので、医薬を調剤し供給する薬局や販売業の店舗などは公共性を有する施設と言うことができる。このように医薬品の国民生活の上に果たす役割に鑑みると、店舗の偏在や濫立による過当競争をひきおこし、その経営を不安定にすることは、施設の不備欠陥そして品質の低下等の薬品の調剤供給への悪影響をおよぼす虞を引き起こす可能性がある。医薬品は管理が十分でなければ品質を低下させ有毒になることもありえるので、生産をしない流通部門であるので品質低下とは無関係であるとは言えない。故に、公共の福祉に反するような配置の適正を欠いた薬局の開設等に許可を与えないことができる薬事法並びにこれに基づく広島県条例は憲法22条に違反するものでない。

3. 被控訴人の「かりに、改正薬事法第6条及び右広島県条例により本件申請が処理されるべきものとしても、本件申請は配置基準上も許可されるような事情にある。」と主張する点に関して、高裁は、既設の薬局などが密集している以上<sup>i</sup>、適正配置<sup>ii</sup>という法の趣旨にそぐわないとした。

#### **最高裁判所判決、昭43(行ツ) 第120号 (昭和50年4月30日大法廷判決 民集29巻4号572頁、判時777号8頁) 行政処分取り消し請求事件**

主文：原判決を破棄する。被上告人の控訴を棄却する。控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

判旨：薬局の開設等の許可基準のひとつとして地域的制限を定めた薬事法6条2項、4項（これらを準用する同法26条2項）は、不良医薬品の供給の防止等の目的の為に必要かつ合理的な規制を定めたものと言うことが出来ないから、憲法22条1項に違反し、無効である。不許可処分の理由は薬事法26条2項の準用する同法6条2項、4項及び県条例3条が憲法22条1項に違反しないとした高裁判決は憲法及び法令の解釈適用を誤った違法なものであり、原判決は破棄を免れない。故に第一審判決の結論は正当であり被上告人の控訴は棄却されるべきである。（上

告人：株式会社角吉 勝利)

参照法条：憲法22条1項：何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

**薬事法6条2項、4項**：前項各号に規定する場合のほか、その薬局の設置の場所が配置の適正を欠くと認められる場合には、前条第1項の許可を与えないことができる。ただし、当該許可を与えない場合には、理由を附した書面でその旨を通知しなければならない。第2項の配置の基準は、住民に対し適正な調剤の確保と医薬品の適正な供給を図ることができるよう、都道府県が条例で定めるものとし、その制定にあたっては、人口、交通事情その他調剤及び医薬品の需給に影響を与える各般の事情を考慮するものとする。

**同法26条2項**：前項の許可については、第6条の規定を準用する。ただし、同法第1項第1号の2及び第2項から第4項までの規定は、もっぱら薬局開設者、医薬品の製造業者もしくは販売業やまたは病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売しましたは授与する一般販売業の許可については、準用しない。

争点：

1. 改正後の薬事法の規定によって処理すべきとした原審の判断について。

行政処分は原則として処分時の法令に準拠してなされるべきであり、このことは許可処分においても同様であって、法令に特段の定めのない限り、許可申請時の法令によって許否を決定すべきではなく、許可申請者は、申請によって申請時の法令により許可を受ける具体的な権利を取得するものではないから、法律不適及の原則に反することとなるものでない。本件許可申請は所論の改正法施行日の前日に受理されたものであり、被上告人が改正法に基づく許可条件に関する基準を定める条例の施行を待って右申請に対する処理をしたからと言って、これを違法とすべき理由はない。

2. 薬事法6条2項、4項(これらを準用する同法26条2項)及びこれに基づく広島県条例「薬局等の配置の基準を定める条例」への、憲法22条そして13条の解釈や適用について。

A. 憲法22条1項の職業選択の自由と許可制

a. 職業は、継続的活動、社会的機能分担の活動たる性質をもち、個人の人格的価値とも不可分の関連を有する故に、職業選択の自由は基本的人権のひとつとして保障されている。憲法22条1項は職業選択の自由のみならず、職業活動の自由の保障も包含している。

b. 職業は社会的相互関連性が大きいものであるから、職業の自由は精神的自由に比較して、公権力による規制の要請が強く、憲法22条1項が「公共の福祉に反しない限り」という留保の元に職業選択の自由を認めていたが、その公共の福祉の為に要求されるものとして是認されるかどうかは、一義的に立法府の検討と考量に委ねられる。裁判所は規制の目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、そのための規制措置の具体的な内容並びにその必要性と合理性については、立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまる限り、立法政策上の問題としてその判断を尊重すべきである。もっとも裁判所は具体的な規制の目的、対象、方法などの性質と内容に照らして、これを決すべきである。

c. 新規参入規制である許可制は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業の選択の自由そのものに制約をかすので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得る為には、原則として、重要な公共の利益の為に必要かつ合理的な措置であることを要し、又、それが社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するより緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては右の目的を充分に達成することが出来ないと認められることを要するもの、と言うべきである。(積極目的・消極警察的目的) この要件は、内容についても要求され、許可制の採用自体が是認される場合であっても、個々の許可条件については、さらに個別的に右の要件に照らしてその適否を判断する。(遂行規制)

B. 薬事法における許可制について。

- a. 薬事法は、医薬品などに関する事項を規制し、その適正を図ることを目的として制定された法律である(1条)。5条において都道府県知事の許可がなければ開設をしてはならないと定め、6条においては許可を要することと定め、26条において許可権者と許可条件に関する基準を定めている。医薬品は、国民の生命及び健康の保持上の必需品であると共に、これと至大の関係を有するものであるから、不良医薬品の供給(不良調剤を含む)から国民の健康と安全とを守る為に、業務の内容の規制のみならず、供給業者を一定の資格要件を具備するものに限定し、それ以外のものによる開業を禁止する許可制を採用したことは、それ自体としては公共の福祉に適合する目的の為の必要かつ合理的措置として肯認することができる。<sup>iii</sup>(最高裁による許可制の定義付)。
- b. 許可条件の基準は、薬事法6条1項1号において薬局の構造設備について、1項1号2では薬局での薬事業務に従事すべき薬剤師の数につき、1項2号においては許可申請者の人的欠格事由についての許可条件である。2号2項においては設置場所の配置の適正の観点から許可をしないことができる場合を認め、2号4項においてその具体的な規定を都道府県の条例に譲っている。

C. 薬局及び医薬品の一般販売業の適正配置規制の立法目的及び理由について。

- a. 薬事法6条2項、4項の適正配置規制に関する規定は、一部地域における薬局等の乱設による過当競争の為に一部業者に経営の不安定を生じ、その結果として施設の欠陥などによる不良医薬品の供給の危険が生じるのを防止すること(主目的)、及び薬局等の一部地域への偏在の防止によって無薬局地域または過少薬局地域への薬局の開設などを間接的に促進すること(副次的補充的目的)の2点を挙げ、これらを通じて、医薬品の供給の適正を図ることとなっている。つまり、適正配置規制は、主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的の為の規制措置であり、薬局等の過当競争や経営の不安定化防止はそれ自体が目的ではなく、不良医薬品の供給の防止の為の手段である。すなわち、薬局等の経営の保護というような社会政策的ないしは経済政策的目的は適正配置規制の意図するところではない。<sup>iv</sup>

D. 適正配置規制の合憲性について。

- a. 薬局の開設等の許可における適正配置規制は、設置場所の制限にとどまり、開業そのものが許されないことではない。しかし、実質的には職業選択の自由に対する大きな制約的効果を有する。
- b. 薬局の偏在、過当販売競争の結果医薬品の適正供給等の弊害が生じるとする広島県知事の主張に関して。
  - イ. 薬事法は、品質の保証及び保全上の種々の厳重な規制を設け、制裁として罰則規定、免許の取り消し、廃棄命令、改善命令、薬剤師の増員命令等、立ち入り検査員による強制調査もあり、不良医薬品の供給の危険防止という警察的目的を充分に達成する事ができるようになっている。しかし、職業の自由に対する大きな制約である薬局の開設等の地域的制限が憲法上是認される為には、国民の保健上の必要性がないとはいえないと言うだけでは足りず、制限を課さなければ職業の自由の制約と均衡を失しない程度において国民の保健に対する危険を生じさせる虞のあることが、合理的に認められることを必要とするしなければならない。
  - ロ. 競争の激化…>経営の不安定…>法規違反という因果関係に立つ不良医薬品の供給の危険が、薬局等の段階において、相当程度の規模で発生する可能性があるることは単なる観念上の想定に過ぎず、確実な根拠に基づく合理的な判断とは認めがたいし、危険性の虞は明らかでない。低価格販売を契機として一部薬局の経営不安定や医薬品の貯蔵や管理上の不備などに直結させることは合理的判断といえない。薬局をどのように流通機構の中に位置付けるかは経済政策的問題として検討されるべきであり、国民の保健上の目的からの本件規制とは直接に関係しない。
  - ハ. 行政上の監督体制の強化等の供給業務に対する規制や監督の励行などの手段によって、防止しきれないような、薬局等の経営不安定に由来する不良医薬品の供給の危険が相当程度において存するとするには合理性を欠く。
- ニ. 必要な注意・指導がおろそかになる危険性は本件規制措置の正当化する根拠にはならない。
- ホ. 医薬品の乱売による一般消費者による不必要的医薬品の使用の助長の弊害の原因において、一般消費者段階における競争激化は主原因ではなく、その危険性は少ない。対策としても、薬事法66条による誇大広告規制や一般消費者に対する啓蒙強化方法もあり、距離規制制限によって対処することには合理性を欠く。
- ヘ. 総合しても距離規制制限の為の合理性を認めがたい。
- c. 無薬局地域等を解消する目的の為に設置場所の地域的制限のような強力な職業の自由の制限措置をとることは、目的と手段の均衡を著しく失する。当該適正配置規制は国民の保健上の危険防止目的並びに無薬局地域などの解消を促進する目的の2つの目的の為の手段としての措置であることを考慮に入れるとしても、全体としてその必要性の合理性を肯定しがたい。

## 判例評釈：

最高裁判所の薬事法距離規制制限の違憲判決に基本的に賛成である。ただし以下の点について検討を加えたく思います。

職業は社会的相互関連性が大きいものであるから、職業の自由は精神的自由に比較して、公権力による規制の要請が強い。とりわけ本件のような国民の保健衛生上重要な医薬品を取り扱う薬局は国民生活及ぼす影響がおおきく、当該薬事法規制は憲法22条に反しないものである。もっとも、「公共の福祉」に反する配置の適性を欠いた薬局の開設等に許可を与えない、薬事法6条2項、4項の適正配置規制の立法目的は、主目的として、不良医薬品の供給の危険性防止・国民の生命及び健康に対する危険防止と、副次的補充的目的として、無薬局地域や過少薬局地域への薬局開設の間接的促進があり、薬局の保護等のような社会政策的・経済政策的目的は適正配置規制の意図するところでないとする判示について、経済規制である新規参入規制について経済側面より再考察したく思います。

参入規制とは競争の制限を目的とするものであるが、自然独占性産業では規模の経済性や範囲の経済性を確保して生産効率を高める点<sup>v</sup>より特定の少数社に参入を容認し、他の参入を制限する理論的根拠を持つが、問題点としては、「過剰参入定理」<sup>vi</sup>に基づいて需給調整をおこなうとしても、供給が必要を上回らないように参入を規制するには将来需要<sup>vii</sup>を規制官庁が予測する必要があるが、その判断は困難であり、行政が恣意的になる可能性をたぶんに含んでいる為、新規参入規制が憲法22条の保障する職業選択の自由の制限を合理的充分に認める根拠になるには問題がある。また、新規参入企業が高収益性地域、例えば需要の高密度、高成長性地域、または高収益サービス分野へだけ参入し、既存企業の収益を圧迫すると、特定の地域や特定の顧客層へのサービス供給が不可能になる。<sup>viii</sup>

一方、競争産業では過度の競争防止の観点から規制官庁が需要と供給のバランスを見て新規企業の参入制限をする事を意味する。参入障壁が低いので、好景気等特定の状況において過剰参入が発生し、その結果産業内の平均利潤が正常利潤率以下ないし、マイナスになって、一部の経営が悪化する。特に、「生活必需的」産業分野の需要にみあった供給が困難になり、国民の財産が侵害されたり、社会的混乱が発生するが、規制の経済理論的根拠は充分ではない。特に規制の実質効果を考えると、植草教授は「公共規制の経済学」のなかで以下のように指摘する。「現実の規制においては、経済規制と社会的規制とを明確に分類峻別できないことがある。…競争の弊害の結果、材・サービスが劣悪化することを予防することを目的としているが、それは社会的規制の一部とも考えられる。社会的規制は国民の健康や安全の確保を目的とするので、比較的規制対象として法制化しやすい。故に社会的規制を隠れ蓑にして実質的には経済的規制を実施している場合もある。」(34)<sup>ix</sup>

次に、最高裁判所はまた規制目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、立法府の判断がその合理的裁量の範囲に止まる限り、立法政策上の問題としてその判断を尊重すべきであるとし、もっとも、新規参入規制は職業の自由に対する強力な制限であるから、公共の利益の為に必要かつ合理的措置であることを要し、社会公共に対してもたらす弊害防止の為の消極

警察的措置である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するより穏やかな制限である職業活動の内容並びに様態に対する規制によって目的を充分に達成することが出来ないと認められることを要すると説示しているが、この積極目的・消極目的二分論より判示がなされた点について若干検討を加えたく思います。

芦部教授は経済的自由に対する規制を二分類し各規制への合憲審査基準を消極目的規制（厳格な合理性基準）と積極目的規制（明白性の原則）としておられます。<sup>x</sup> 浦部教授は1. 内在的制約（a. 精神的自由とb. 他の人権）そして、2. 政策的制約つまり経済的自由と二分類し、違憲審査基準の目的審査基準に1-aには明白かつ現在の危険の基準を、1-bには（厳格な）合理性の基準をそして2には（厳格な）合理性の基準とし、また、手段審査の基準には1には必要最小限度の基準(LRAの基準)、そして2には明白性の基準を分類しています。(119頁)<sup>xii</sup>つまり、本件の距離規制の意味する営業の自由の制限は憲法22条1項の職業選択の自由並びに憲法29条の財産権という基本的人権に対する規制であるので、政策的な経済自由の制約と（厳格な）合理性の基準が目的審査基準は同じ基準が当てはめるものの、手段審査では必要最小限の基準と厳しく審査されるとされている。では振り返って、この出発点である Carolene Products 判決<sup>xiii</sup>に少し触れてみたい。合憲性の判断審査基準は1. 厳格な審査（法律に合憲性の推定を認めず、立法府の判断にかかわらず裁判所自らが厳しく行う審査）と、2. 穏やかな審査（法律に合憲性の推定を認め、立法府の判断を尊重して行う審査）という二重の基準論がしめされ、社会経済規制立法には合憲性の推定が働き裁判所は立法府の判断を尊重すべきであるという原理を樹立し、穏やかな審査の適用をした。一方、脚注4に上記の適用外として、表現規制立法について、立法者の判断を尊重することなく裁判所が十全に合憲性を判断する厳格審査を確立した。本件でも立法府の裁量について争点2-A-bに判説されているものである。

国民の生命・安全・健康を目的とする社会規制について、2-B-aの供給業者への最高裁による許可制目的の定義においては異論はないが、薬事法6条2号2項の距離制限規定の2-Dにて、合憲性の検討のところで否定されているように、立法的目的と現実的な効果が異なる、すなわち目的効果の齟齬が認められる。2-C-aに主目的並びに副次的目的の立法目的が示され、当該制限は政策目的でない旨が示されているものの、立法目的論理そのものが合理的でない側面を持つのではないかと考えられる。実質的効果は経済的規制効果を含む新規参入規制であると考えられないこともないわけで、新規参入規制は、言い換えると政府による既存企業の保護であり、需給調整のための適正距離制限はレントシーキング<sup>xiv</sup>等の問題を含み、穏やかな合憲性審査基準に照らしても規制根拠とならないのである。この点からも、本件薬事法6条2項、4項及びこれに基づく広島県条例「薬局等の配置の基準を定める条例」は憲法22条に反し違憲無効である。

また、「公共の福祉」の留保事項がある場合、利益衡量がなされる事が多い。これは基本的に、制限することによって得られる利益（価値）が制限しないことによって維持される利益（価値）より大きい場合に制限が合憲になるとする考え方である。国家権力（行政）による人権の

制約と憲法で保障されている重要な基本的人権保障を比較考量すると、すなわち、距離制限がなければ、どれだけ国民の生命・保健が侵害される合理的明確な虞を距離制限の効果として、利益（価値）として測り、距離制限により制限される新規参入業者の不利益（距離制限がなければ得られるであろう利益（価値））を比較衡量することになる。最も留意すべきは、公益の名のもとに個人の権利利益が軽んじられる危険性がある側面である。石川教授は、比較衡量論から発展して立法目的と目的達成手段の両面からの審査理論として、目的手段論を「ある立法目的のために一定の法益を侵害すること自体はやむをえないとしても、せめて可能な限り侵害の程度を軽微な規制「手段」を採用することにより、被侵害法益とその侵害によって獲得される法益の両者にとって、経済学で言うパレート最適の解に近づくことができる。」(174, 5頁)<sup>xiv</sup> と定義づけている。これはドイツにおける「警察権の限界」論の1つである警察比例の原則から派生したものであり、広義では、手段が目的達成のために適合的か、目的達成の為の最小限度の手段か、侵害される利益が達成される利益と均衡しているか。(狭義の比例原則)の3つが含まれるものである。この警察・消極的目的手段審査が本件に適用され、厳格な合理性審査の踏み込んだ立法事実についての審査がなされ(2-D-b)、この警察・消極的目的の為の距離制限規制措置である合理的根拠を欠く点、すなわち目的手段均衡を失する点が最高裁で説示されている。なお本判決後、昭和50年6月に6条は改正され、薬事法における薬局開設の距離制限が撤廃されたのは立法府の妥当な判断であると考えられる。

[注]

- i 被控訴人の店舗予定地から、水平距離55メートルのところに2個の既設薬局が存し100メートルの範囲には6個存し、同200メートルの範囲内には13個存在する。
- ii 広島県条例：100メートル水平距離を保つ原則。
- iii 最高昭和38年（あ）第3179号同40年7月14日大法廷判決・刑集19巻5号554頁、同昭和38年（オ）第737号同41年7月20日大法廷判決・民集20巻6号1217頁参照。
- iv 小売商業調整特別措置法による規制とは異なる。
- v 独占状態のほうが技術的・経済的に効率性が高い産業構造がある。独占構造から生まれる望ましくない弊害を価格規制等で規制する。
- vi 規模の経済性のある寡占産業においては適正企業数を超える過剰参入は経済的厚生を損なう。
- vii 企業により多様な形態の費用曲線を持つので、適正企業数をあらかじめ算出することは困難。
- viii 特に自然独占分野企業はサービスをあまねく公平に提供する義務である「供給義務規定」を課せられており、他の黒字で赤字地域の内部補填「内部相互補助」をする仕組みになっている。新規参入組に高収益地域の収益を持っていかれる（クリームスキミングとよばれる）と、既存の企業の収益が圧迫され収益性の低い地域へのサービス供給が難しくなる。
- ix 植草益「公的規制の経済学」筑摩書房、1991年
- x 芦部信喜「人権判例と憲法学説」法学教室70号6、14頁、1986年
- xi 浦部法穂「憲法学教室Ⅰ」、1988年
- xii United States v. Carolene Products Co., 304 US 144, 1938
- xiii 競争構造産業において、既存企業が新規企業参入を制限し特別の利益を得る為の参入規制。（政治家の介在等）
- xiv 石川健治、（第三章）樋口陽一編、「ホーンブック憲法」北樹出版、1993

### 参照文献

- 芦部信喜 「人権判例と憲法学説」法学教室70号、1986年  
石川健治 （第三章）樋口陽一編、「ホーンブック憲法」北樹出版、1993年  
植草益 「公的規制の経済学」筑摩書房、1991年  
浦部法穂 「憲法学教室 I」、1988年

### 参照判例

- 最高裁、(昭38(あ)第3179号) 昭和40年7月14日大法廷判決、刑集19巻5号554頁  
最高裁、(昭38(オ)第737号) 昭和41年7月20日大法廷判決、民集20巻6号1217頁  
最高裁、(昭43(行ツ)第120号) 昭和50年4月30日大法廷判決、民集29巻4号572頁、判時777号8頁  
広島地裁、昭和42年4月17日判決、行裁例集18巻4号501頁  
広島高裁、昭和43年7月20日判決、行裁例集19巻7号1346頁  
United States v. Carolene Products Co., 304 US 144, 1938

### 参照法条

- 憲法第13条「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」  
憲法第22条「移住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由」  
薬事法第6条2項、4項  
薬事法第26条2項、  
広島県条例第3条「薬局等の配置距離基準」

(原稿受理 2002年4月11日)